

USEN home Air (W) 利用規約

2026年1月26日版



第1章 総則

第1条 (本利用規約の適用)

1. 株式会社 USEN NETWORKS (以下「当社」といいます。) は、この USEN home Air (W) 利用規約 (料金表を含み、以下「本規約」といいます。) を定め、これにより第 2 条に定める本サービスを提供します。
2. 本サービスには、本規約のほか、当社が別途定める個別規定および追加規定 (総称して、以下「個別規定等」といいます。) が適用されます。なお、本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合には、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 本規約および個別規定等は、第 2 条に定める本利用契約の内容となります。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	「USEN home Air (W)」という名称で当社が提供する無線インターネット専用サービス
申込者	本利用契約の申し込みをした者
契約者	当社と本利用契約を締結した申込者
本利用契約	契約者と当社の間で成立する本サービスの提供および利用に関する権利義務関係を定めた契約
当社 WEB サイト	ドメインが「usen-networks.co.jp」または「01.usen-networks.net」である WEB サイトその他当社が運営する WEB サイト
無線通信端末	WiMAX2+基地局設備、5G 基地局設備および LTE 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
契約者回線	無線基地局設備と無線機器端末との間に設定される電気通信回線
契約開始日	本利用契約に基づいて当社が申込者を契約者として登録した日
UIM カード	電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、本サービスの提供のために当社が契約者に貸与するもの
提携事業者	KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社
料金月	1 の暦月の起算日 (当社が本利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。) から次の暦月の起算日の前日までの間
消費税等相当額	消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付

	金および負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービス提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された料金
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信事業者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届出を行った者
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
無線機器	アンテナ設備および無線送受信装置を有する端末設備または自営電気通信設備
無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、または受けるための WiMAX2+ 基地局設備、5G 基地局設備および LTE 基地局設備
WiMAX2+基地局設備	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設備（UQ コミュニケーション株式会社が設置するものに限ります。）
5G 基地局設備	電波法施行規則第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）に定める第五世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。）
LTE 基地局設備	電波法施行規則第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九一四世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。）

第3条（本規約の変更）

- 当社は、次に掲げる場合、当社の裁量にて、本規約を変更する場合があります。
 - 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - 本規約の変更が、本利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 当社は、前項による本規約の変更にあたり、当該変更の影響を受けることになる契約者

に対して、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を、あらかじめ、当社 WEB サイトに掲示する方法、または当社が別に定める方法により通知します。変更後の本規約は、当社が別に定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとします。

3. 本規約の変更の効力発生日以後、契約者が本サービスを利用した場合、契約者は変更後の本規約に同意したものとみなします。
4. 本サービスの全部または一部を当社の都合により廃止する場合には、第 2 項に定める方法による通知を行います。ただし、本サービスについて、当社の責任範囲以外の部分が廃止（本サービスの構成に影響を与えるサービスを提供する電気通信事業者が仕様変更を行った場合等を含みます。）され、かかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。
5. 本規約および個別規定等に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡（本条において、以下「通知等」といいます。）は、電子メールの送信、書面の郵送、書面の宅配、当社 WEB サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により行います。
6. 通知等を電子メールの送信、書面の郵送または書面の宅配により行う場合には、当社は契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて通知します。
7. 通知等は、当社が当該通知等の内容を記載した電子メールもしくは書面を送信もしくは発送した時点、または当社 WEB サイトに表示した時点で契約者に到達したものとみなします。

第2章 本サービスの種類

第4条（本サービスの通信モード）

契約者は、次表に定める通信モード（それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする無線通信端末の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。）を選択することができるものとします。

通信モード	利用可能な通信
スタンダードモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信および LTE 通信
プラスエリアモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信および LTE 通信

第3章 契約

第5条（契約の単位）

当社は、1 の契約者回線ごとに 1 の本利用契約を締結します。

第6条 (契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意のうえ当社の別途定める手続きに従い、当社に対し本利用契約を申込むものとします。
2. 申込者は、本利用契約の申込みと同時に、当社から無線通信端末を購入するための売買契約を別途申し込むものとします。
3. 本利用契約は、当社が申込者に対し、当社から購入した無線通信端末を発送した日に成立するものとします。
4. 本利用契約は、別段の定めがある場合を除き、本規約の定めに従い契約者または当社から解除されるまで効力を有するものとします。

第7条 (契約申し込みの承諾)

1. 当社は、本利用契約の申込みを承諾するときは、申込者に通知します。
2. 当社は、業務上の都合により、本利用契約の申込みの承諾を保留することがあります。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本利用契約の申込みを承諾しないことがあります。なお、この場合には、当社は、不承諾の理由を開示する義務を負わないものとします。
 - (1) 申込者が、契約者回線の契約者と同一の者とならないとき。
 - (2) 前条第2項に定める売買契約が成立しなかったとき。
 - (3) 申込者に本サービスおよびその保守を提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (4) 申込者が本サービスの料金または当社から購入した無線通信端末の代金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (5) 申込者が第52条の定めに違反するおそれがあるとき。
 - (6) 本利用契約の申込みに虚偽、誤記、記載漏れその他の不備があるとき。
 - (7) 申込者が、第28条第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがある、または本利用契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (8) 第51条の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (9) 申込者が未成年者、被保佐人または被補助人（申込みが同意権の対象となる行為である者に限ります。）であり、本利用契約の申込みについて法定代理人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかったとき、または成年被後見人であるとき。
 - (10) 当社の業務の遂行上著しい支障が生じるおそれがあるとき。
 - (11) その他、当社が本利用契約の成立を適当でないと判断したとき。
4. 当社は前2項の措置により契約者が被った損害について責任を負わないものとします。

第8条 (契約の変更)

1. 契約者は、本サービスに複数の契約プランがあるときは、当社が別に定めるところにより、本サービスの契約プランの変更の請求をすることができます。

2. 当社は前項の請求があったときは、第7条の定めに準じて取り扱います。

第9条 (契約者の氏名等の変更)

1. 契約者は、本利用契約の申込みの内容その他の当社に届け出た情報（以下「契約者情報」といいます。）に変更がある場合には、当社所定の方法により、変更後遅滞なく当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
3. 契約者は、当社から契約者情報の変更に関する事実を証明する書類の提示を求められたときは、これに応じるものとします。
4. 契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者情報に基づき書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意するものとします。
5. 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者情報に基づき書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
6. 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
7. 当社は、契約者情報が事実と異なっているものと判断したときは、本規約の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第10条 (本サービスの利用の一時中断)

1. 当社は、契約者から当社の定める方法で請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その請求のあった契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
2. 当社は、前項に基づき利用の一時中断をした本サービスについて、契約者から当社の定める方法で請求があったときは、その請求があった日の翌営業日までに利用できるようにします。

第11条 (契約者の地位の承継)

1. 相続等により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面に相続等を証明する書類を添えて、当社に届け出るものとします。
2. 前項の場合において、契約者の地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。届け出た代表者を変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち

の1人を代表者として取り扱います。

第12条 (権利の譲渡等禁止)

契約者は、当社の承諾なく、本利用契約に基づく権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または本利用契約者に基づく権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行うことはできないものとします。

第13条 (契約者が行う本利用契約の解除)

1. 契約者は、当社所定の手続に従って通知することにより、本利用契約を解除することができます。
2. 本利用契約は、前項に定める通知を当社が受領した日に応じ、次の各号に定める日をもって解除されるものとします。
 - (1) 毎月1日から20日までに前項の通知を当社が受領したときは、通知日の属する月の末日
 - (2) 每月21日から末日までに前項の通知を当社が受領したときは、通知日の属する月の翌月末日
3. 当社は、前項各号に定める本利用契約の解除日の21時をもって契約者に対する本サービスの提供を終了します。
4. 契約者が当社から購入した無線通信端末およびそれにキッティングされたUIMカードは、その売買契約と同時に申込みをした本利用契約に基づき提供される本サービスにのみ利用ができるものとし、本利用契約の解除後は、その無線通信端末およびUIMカードを利用して本サービスを利用することはできないものとします。

第14条 (当社が行う本利用契約の解除)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本利用契約を解除することができるものとします。この場合には、第1号に該当する場合を除き、第2号から第10号までのいずれかに該当した日の21時をもって契約者に対する本サービスの提供を終了します。
 - (1) 第28条の定めにより本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 契約者の名義変更、地位の承継があったとき（第11条の場合を除きます。）。
 - (3) 契約者が当社の定める期日までに本サービスの利用を開始しないとき。
 - (5) 契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認したとき（第11条の場合を除きます。）。
 - (6) 契約者の料金の支払いが2ヶ月連続してクレジットカード会社から承認されなかったとき。

- (7) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（第42条の定めにより当社が同条に定める事業者に料金その他の債務に係る債権を譲渡した場合であって、その事業者に支払期日を過ぎてもなお支払わないとき、および支払期日を経過した後において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）。
 - (8) 契約者が本利用契約その他の当社との契約に違反し、当社が相当の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、その期間内に是正をしないとき。
 - (9) 24ヶ月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がないとき。
 - (10) 契約者において、破産の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
2. 当社は、前項に定める場合のほか、契約者が第28条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合には、第28条の定めにかかわらず、本サービスの提供停止をすることなく本利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、当社および契約者の責めに帰することができない事由により契約者への本サービスの提供ができなくなった場合には、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、前三項の定めにより本利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。
5. 第1項から第3項までの定めにより本利用契約が解除されたことにより契約者に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。
6. 第1項から第3項までの定めにより本利用契約を解除された場合であっても、契約者は、本利用契約に基づき支払うべき金銭債務であって未払いの金銭債権の弁済を要するものとします。

第4章 無線通信端末の利用

第15条（無線通信端末の調達等）

- 1. 契約者が本サービスを利用するため必要となる無線通信端末については、電気通信事業法および電波法その他関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）に適合するものを当社から購入し、契約者の費用と責任において維持するものとします。
- 2. 契約者は、本サービスの利用開始に際しまたは本サービスの利用中に、当社WEBサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を契約者の無線通信端末にインストールする場合には、契約者が保有する情報の消滅もしくは改変または機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとし、当社は当社の故意または重過失

による場合を除き、契約者または第三者に発生したかかる損害について一切責任を負わないものとします。

第16条 (本サービスの利用)

契約者は、利用開始日から本利用契約が終了するまでの間、本規約その他当社の定める規則および方法に従い、本サービスを利用することができるものとします。なお、当社が申込者に対し、当社から購入した無線通信端末を発送した日を利用開始日とします。

第17条 (パスワードおよびユーザーIDの管理)

1. 契約者は、自己の責任において、本サービスの利用に必要なパスワードおよびユーザーID（以下「ID等」といいます。）を管理および保管するものとし、これを第三者に利用させたり、他者と共有したり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、契約者の故意または過失の有無を問わず、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は責任を負いません。
3. 契約者のID等を使い本サービスが利用された場合にて、当該利用はその契約者の利用とみなすものとします。
4. 契約者のID等が契約者および第三者により同時に、または第三者のみによって利用された場合には、本サービスを使用できなくなることがあります。
5. 契約者は、ID等が盗難等、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第18条 (UIMカードの貸与)

1. 当社は、本サービスの提供に際して、契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の本利用契約につき1とします。
2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第19条 (電話番号その他の情報の登録等)

当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

第20条 (UIMカードの情報消去および破棄)

1. 当社は、次の場合には、当社の貸与するUIMカードに登録された電話番号その他の情

報を消去することができます。当社は、情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。ただし、当社が別に定めるものについては、この限りでありません。

- (1) その UIM カードの貸与に係る本利用契約の解除があったとき。
- (2) UIM カード変更その他の事由により UIM カードを利用しなくなったとき。

2. 当社から UIM カードの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合には、当社の指示に従ってその UIM カードに切り込みを入れ、これを破棄するものとします。

第21条 (UIM カードの管理責任)

1. 契約者は、当社から貸与を受けている UIM カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 契約者は、UIM カードの盗難、紛失または毀損が生じた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
3. 当社は、契約者以外の者が UIM カードを利用した場合であっても、その UIM カードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。
4. 当社は、UIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第22条 (UIM カード暗証番号)

1. 契約者は、当社が別に定める方法により、UIM カードに UIM カード暗証番号（その UIM カードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができるものとします。この場合において、当社からその UIM カードの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合には、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。
2. 契約者は、UIM カード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

第23条 (無線通信端末の接続)

1. 契約者は、当社から購入した無線通信端末に限り契約者回線に接続することができるものとします。
2. 契約者は、その契約者回線への無線通信端末の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知するものとします。

第24条 (無線通信端末に異常がある場合等の検査)

1. 当社は、契約者回線に接続されている無線通信端末に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その無線

通信端末の接続が端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号。以下「端末技術基準」といいます。）に適合するかどうかの検査を受けることを求めるができるものとします。この場合には、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

2. 当社の係員は、前項の検査を行う場合には、所定の証明書を提示します。
3. 契約者は、第 1 項の検査を行った結果、無線通信端末が端末技術基準に適合していると認められないときは、その無線通信端末の契約者回線への接続を取りやめるものとします。

第25条（無線通信端末の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

1. 契約者は、契約者回線に接続されている無線通信端末について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社または提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線通信端末の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行うものとします。
2. 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾するものとします。
3. 契約者は、前項の検査等の結果、無線通信端末が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線通信端末の契約者回線への接続を取りやめるものとします。

第26条（無線通信端末の電波法に基づく検査）

前条に規定する検査のほか、無線通信端末の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項および第 3 項の規定に準ずるものとします。

第5章 提供中止等

第27条（本サービスの提供中止）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供の全部または一部を中止することができるものとします。
 - (1) 当社または提携事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第 32 条の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 当社または提携事業者の電気通信設備その他本サービスの提供に利用する設備が事故により停止したとき。
 - (4) 火災、停電、天災地変、サイバー攻撃、法令規則の制定改廃、公権力による命令、処分その他の政府による行為、その他当社の責めに帰することができない事由により本サービスの運営ができなくなったとき。

- (5) その他、当社が正当な理由により本サービスの提供の中止を必要と判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第28条 (提供停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、契約者への本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 本利用契約の申込みの内容に事実に反する記載等があることが判明したとき。
 - (2) 第9条の規定に違反したときおよびその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
 - (3) 契約者が当社と契約を締結している、もしくは締結していた他の本サービスの料金その他の債務または契約者が当社と契約を締結している、もしくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（第42条の定めにより当社が同条に定める事業者に料金その他の債務に係る債権を譲渡した場合であって、その事業者に支払期日を過ぎてもなお支払わないとき、および支払期日を経過した後において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）。
 - (4) 契約者がその本サービスまたは当社と契約を締結している他の本サービスの利用において第52条の定めに違反したとき。
 - (5) 第24条の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない無線通信端末の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
 - (6) 第25条または第26条の規定に違反したとき。
 - (7) 第51条の規定に違反したとき。
 - (8) 前各号のほか、本規約の定めに違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の定めにより契約者への本サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第29条 (本サービスの廃止)

当社は、あらかじめ契約者に周知し、本サービスを廃止することができるものとします。

第6章 通信

第30条 (インターネット接続サービスの利用)

1. 契約者は、インターネット接続サービス（本サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第31条 (通信の条件)

1. 契約者は、当社が別に定めるサービス区域内に無線通信端末が在籍している場合に限り通信を行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。
2. 本サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
3. 本サービスに係る伝送速度は、通信状況または通信環境その他の要因により変動するものとします。
4. 当社は、インターネットに係る電気通信設備において行われる通信の品質を保証しません。
5. 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。
6. 無線通信端末に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

第32条 (通信利用の制限)

1. 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置を執ることができます。
2. 当社は、前項の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線に係る通信の利用を制限すること。

- (2) 当社または提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社または提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、もしくは逼迫させるおそれを生じさせた、または他の契約者回線に対する当社または提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、もしくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
- (3) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社または提携事業者の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (4) 当社または提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、本サービスの円滑な提供のために、本サービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。
3. 当社は、その契約者回線に係る通信の1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が32,212,254,720バイト（30ギガバイト）を超えたことを当社が確認した場合には、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高128Kbpsに制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。ただし、スタンダードモードによる通信については、この限りではありません。
4. 当社は、前各項の規定によるほか、当社または提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し、または当社もしくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した無線通信端末が契約者回線に接続された場合には、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。
5. 当社は、前各項の規定によるほか、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することができます。

第7章 料金等

第33条 (料金)

本サービスに関する料金は、料金表【料金】に定める月額基本料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および事務手数料とします。

第34条 (料金の支払い義務)

1. 契約者は、別段の定めがある場合を除き、利用開始日から起算して、本利用契約の終了日の属する月の末日までの期間について、料金表【料金】に定める月額基本料の支払いを要するものとします。
2. 前項の期間において、本サービスの利用の一時中断、提供中止または提供停止があった場合であっても、契約者は、その期間中の月額基本料の支払いを要するものとします。
3. 月額基本料については、日割りはおこないません。

第35条 (プラスエリアモードオプション料の支払義務)

1. 契約者は、プラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表【料金】第2項に規定するプラスエリアモードオプション料の支払いを要します。
2. プラスエリアモードオプション料については、日割りは行いません。

第36条 (ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の支払義務)

1. 契約者は、その料金月の末日に締結した時点に本サービスの提供を受けていたときは、料金表【料金】第3項に規定するユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の支払いを要します。
2. 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金または電話リレーサービスに係る負担金の変更があった場合には、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
3. ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については、日割りは行いません。

第37条 (手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表【料金】に定める手続きに関する料金の支払いを要するものとします。

第38条 (料金の計算方法等)

第33条に定める料金その他契約者が当社に支払うべき金銭債務（以下、総称して「料金等」といいます。）の計算方法ならびに料金等の支払方法は、料金表【通則】に定めるところによります。

第39条 (期限の利益の喪失)

次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、本規約に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金そ

の他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) 契約者がその負担すべき債務の全部または一部について不完全履行もしくは履行遅滞に陥ったとき。
- (2) 契約者について破産または民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあつたとき。
- (3) 契約者に係る手形または小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあつたときまたは仮差押え、仮処分もしくは税等の滞納処分があつたとき。
- (5) 契約者の所在が不明であるとき。
- (6) その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

第40条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合には、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第41条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第42条 (債権の譲渡および譲受)

1. 当社は、料金等その他の当社が契約者に対して有する債権を、契約者へ通知または承諾の請求をすることなく、当社が指定する譲渡先に譲渡することができるものとし、契約者は、当該債権譲渡についてあらかじめ承諾するものとします。
2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）の本規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合には、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略できるものとします。
3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
4. 契約者は、契約者が本条第2項の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、本条第1項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支

払わないときとします。) は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者に通知する場合があることについて、同意するものとします。

第8章 保守

第43条 (契約者の維持責任)

契約者は、無線通信端末を端末技術基準および無線設備規則に適合するよう維持するものとします。

第44条 (混信等の防止責任)

契約者は、自ら調達した無線通信端末を契約者回線に接続する場合には、電波法第 56 条の規定に基づく他の無線局等への混信その他の妨害を防止するため、当社および提携事業者の無線局の運用に協力するものとします。

第45条 (契約者の切分責任)

契約者は、無線通信端末が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他本サービスに使用される電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線通信端末に故障のないことを確認のうえ、当社に本サービスに使用される電気通信設備の調査の請求をするものとします。

第46条 (修理または復旧)

当社は、本サービスに使用される電気通信設備が故障し、または滅失した場合には、速やかに修理または復旧にむけて必要な措置を講じるものとします。ただし、24 時間未満の修理または復旧を保証するものではないものとします。

第9章 損害賠償

第47条 (責任の制限)

1. 当社は、本利用契約に基づき本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本利用契約に係る全ての契約者回線が利用できない状態 (その本利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本利用契約に係る全ての契約者回線が利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後、その状態が連続した時間 (24 時間の倍数である

部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る月額基本料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3. 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第34条第3項の規定にかかわらず、その料金月に含まれる日数により行うものとします。
4. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

第48条 (免責)

1. 当社は、本サービスに使用される電気通信設備の修理または復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化または消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更または本サービスに使用される電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用または所有している無線通信端末（その無線通信端末を接続または装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造または交換等を要することとなった場合であっても、その改造または交換等に要する費用について負担する責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が使用する無線通信端末その他の情報通信機器、ネットワーク環境その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。
4. 当社は、本規約および個別規定等に定めるほか、本サービスにつき如何なる保証も行うものではありません。
5. 当社は、本サービスが、契約者の特定の利用目的に適合することを何ら保証するものではありません。
6. 当社は、本規約に基づく本サービスの提供の中止、停止、利用不能、変更もしくは本利用契約の解除、契約者が本サービスを利用して送受信した情報の破損、消失もしくは滅失、契約者の使用する無線通信端末の毀損もしくは滅失、当社が本サービスに関連して保有するデータの破損、消失もしくは滅失、その他本サービスに関連して契約者が被った損害につき、当社の故意または重過失による場合を除き、賠償する責任を負わないものとします。
7. 本サービスは、提携事業者が提供する電気通信サービスを利用して提供するものであり、提携事業者がその電気通信サービスを変更または廃止した場合には、本サービスの一部または全部を変更または廃止することがあります、かかる変更および廃止について当社は責任を負わないものとします。

8. 当社 WEB サイトから他の WEB サイトへのリンクまたは他の WEB サイトから当社 WEB サイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、当社 WEB サイト以外の WEB サイトおよびそこから得られる情報に関して一切の責任を負わないものとします。
9. 当社は、本サービスの利用に関し、電気通信事業者間の相互接続点（電気通信事業法第 33 条および第 34 条の規定に基づき電気通信事業者間で電気通信設備の接続に関し締結した協定に基づく電気通信事業者間の接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。）を介し接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。

第10章 雜則

第49条 (反社会的勢力に対する表明保証)

1. 契約者は、本利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（総称して、以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合には、当社はなんら催告することなく本利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
 - (3) 反社会的勢力を利用していること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第50条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第51条 (無線事業における利用の禁止)

契約者は、本規約により提供を受ける契約者回線について、自らまたは電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービスまたは携帯電話に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

第52条 (利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は、次の事項を守るものとします。

- (1) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、もしくは他人の利益を害する態様で本サービスを利用し、または他人に利用させないこと。
- (3) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度および経度の情報（端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線通信端末を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2. 契約者は、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社もしくは他人の電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝もしくは勧誘の文書等を送信または記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある文書等を送信、記載もしくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字または文書等を送信、記載または掲載する行為
- (9) 無限連鎖講もしくは連鎖販売取引等を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の情報等を取得する行為または取得するおそれのある行為

- (14) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
 - (15) その他公序良俗に反し、または法令もしくは本サービスに適用される規則に違反する行為
 - (16) 前各号の規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
 - (17) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスし、または許容される容量以上のデータを送信するなど著しい負荷を与える行為
 - (18) 前各号に掲げる行為のほか、当社が不適切と判断する行為
3. 契約者は、第1項各号の規定または前項に違反して当社または第三者に与えた損害について、一切の責任を負うものとします。

第53条 (契約者に係る情報の利用)

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、連絡先の電話番号もしくはメールアドレス、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者（以下「指定事業者」といいます。）の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社または指定事業者の規約等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

第54条 (秘密保持)

1. 契約者は、本サービスに関連して当社が契約者に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報（以下「秘密情報」といいます。）について、本サービスを利用する目的にのみに利用するとともに、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に提供、開示または漏洩しないものとします。
2. 契約者は、秘密情報を記載または記録した書面その他の有体物を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得るものとし、その複製物を秘密情報に準じて取扱うものとします。
3. 契約者は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報および前項の複製物を返却または廃棄するものとする。
4. 本条の規定は、本利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第55条 (契約者の個人情報の取扱いについて)

1. 当社は、本サービスを遂行するため契約者より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および当社が別途定める「個人情報保護方針／個人情報の取扱いについて（<https://usen-networks.co.jp/privacy.php>）」（以下「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社は、契約者の個人情報について、当社規程に定める目的のほか、以下の目的で利用します。
 - (1) 契約者への本サービスの提供
 - (2) 契約者の管理
 - (3) 本サービスの運営上必要な事項の連絡
 - (4) 本サービスの利用に必要となる機材等の梱包、発送業務
 - (5) 料金の請求に関する業務
 - (6) 契約者からの問合せへの対応業務
 - (7) 当社が発行するメールマガジンの配信
 - (8) 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘
 - (9) キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
 - (10) 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
3. 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、(イ) 契約者の同意が得られた場合、(ロ) 法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要に応じ開示することがあります。
4. 当社は、当社規程に従い、本条で定める利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。
5. 本条の規定は、本利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第56条 (認定機器以外の無線通信端末の利用)

契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線通信端末をいいます。）以外の無線通信端末を契約者回線に接続して利用してはならないものとします。

第57条 (事業譲渡等)

当社は、合併、会社分割、事業譲渡その他の事由により本サービスにかかる事業を承継させる場合には、契約者の同意を得ることなく、本利用契約の契約上の地位または本利用規約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができるものとします。

第58条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第59条 (法令に定める事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによるものとします。

第60条 (合意管轄裁判所)

本規約または本利用契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第61条 (準拠法)

本規約および本利用契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

2026年1月26日制定

料金表【通則】

第1条（料金等の計算方法等）

1. 料金等は、この料金表（以下「料金表」といいます。）に定めるほか、当社が別に定めるところによります。
2. 当社は、契約者が本利用契約に基づき支払う料金のうち、月額基本料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については、料金月に従って計算するものとします。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合には、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。
4. 本規約により契約者が支払いを要するものとされている料金の額は、消費税等相当額を加算した額とします。なお、本条により計算された支払いを要する額は、本規約に定める税込額（税抜額に消費税等相当額を加算した額をいいます。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

第2条（端数処理）

当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

第3条（料金等の請求）

当社は、当社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

第4条（料金等の支払い）

1. 契約者は、料金等を次の各号に定める方法により支払うものとします。
 - (1) クレジットカード
 - (2) その他当社の定める方法
2. 契約者は、料金の支払いがクレジットカード会社から承認されなかったときは、当社の指定の払込票を使い料金を支払うものとします。
3. 契約者は、料金その他の債務について、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第5条（利用料の一括後払い）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者に通知して、2ヶ月以上の利用料を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第6条 (前受金)

当社は、当社が請求することとなる料金等について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。なお、前受金には利息を付さないこととします。

以上

料金表【料金】

1. 月額基本料

プラン名	単位	料金
USEN home Air (W)	契約者回線ごと	4,950 円 (税抜価格 4,500 円)

※スタンダードモードによる通信のみを利用したときの料金になります。

※利用開始日の属する月は月額基本料を請求いたしません。ただし、利用開始日の属する月にプラスエリアモードによる通信が行われた場合は、プラスエリアモードオプション料が発生します。

2. プラスエリアモードオプション料

区分	単位	料金
プラスエリアモードオプション料	契約者回線ごと	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)

3. ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

区分	単位	料金
ユニバーサルサービス料	契約番号ごと	ホームページ (https://www.suumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/seido4.html) に記載の額
電話リレーサービス料	契約番号ごと	ホームページ (https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/) に記載の額

4. 事務手数料

(1) 適用

料金種別	内容
契約事務手数料	本利用契約の申込みをおこない、その契約者回線の利用登録が完了したときに支払いを要する料金
UIM カード再発行手数料	UIM カードの紛失、盗難または毀損その他の理由により、新たな UIM カードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(2) 料金額

区分	単位	料金
契約事務手数料	契約者回線ごと	3,300 円 (税抜価格 3,000 円)
UIM カード再発行手数料	1 枚ごと	3,300 円 (税抜価格 3,000 円)